

国道8号沿道の公共施設を大雪対策に活用 ～車両の緊急待避所として使用します～

かなざわじょうほく

国土交通省と金沢市は、国道8号沿道の金沢城北市民運動公園北第2駐車場について国道8号の大雪時に、交通障害が発生した場合や、集中除雪を実施する場合に車両の緊急待避所として使用するための覚書を締結しました。

1. 覚書の概要

(1) 目的

国道8号における大雪時に、金沢城北市民運動公園北第2駐車場を国道8号を走行中の車両が緊急待避所として使用する。

(2) 役割分担

国土交通省・・・施設の除雪作業及び広報など
金沢市・・・広報など

(3) 覚書締結日

令和3年10月11日

2. 待避所とする施設の概要

(1) 施設名称

金沢城北市民運動公園北第2駐車場

(2) 所在地

金沢市田中町地先（国道8号（福井方面）に隣接）

(3) 施設管理者

金沢市

(4) 待避所として使用した場合の駐車台数(想定)

大型車17台（セミトレーラ車除く）、小型トラック（2t車）2台 計19台

お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 道路管理第一課長

いはた けいすけ
池端 圭祐

住所：金沢市西念4丁目23番5号

電話：076-264-9917（道路管理第一課直通）
076-264-8800（代表）

金沢城北市民運動公園北第2駐車場 位置図・平面図

位置図



平面図

